

## TPA(貿易促進権限)法案をめぐる状況について

### 1 TPA(貿易促進権限)法案をめぐる状況

○米国は、TPP交渉が「終盤に入っている」という認識のもと、TPA(貿易促進権限)を取得しようと、ジェンツ国家経済会議委員長・経済担当補佐官やフロマン米通商代表などが議会・業界対策を進めてきている。

米国以外の11か国に対し交渉成果が米議会の反対で覆ることがないという安心感を与えるためにも、TPA法案の早期成立が欠かせない前提条件となっているからである。

○TPA法案は、上下院ともTPA法案の推進派とみられている共和党が多数派であり、昨年1月にポーカス上院財政委員長(当時)、ハッチ同委少数党筆頭理事(当時)。現在は上院財政委員長)及びキャンプ下院歳入委員長(当時)が提出した「2014年超党派貿易優先事項法案」をベースに大きな修正をしないという前提で、2月にも提出されるという楽観的な見方が広がっていた。

	上院			下院		
	共和党	民主党	独立系	共和党	民主党	独立系
2002年	50	50		221	212	2
2015年	54	44	2	247	188	

○しかしながら、甘利内閣府特命担当大臣が3月31日の記者会見で、「TPAの取得について明確な見通しができてこない、日米を含め12か国の会合は最終着地点まで行かないという認識であります。米国政府には、TPA取得がいよいよ最終局面で大きな鍵になってきているという認識のもとに、政府・議会とも最大の努力をしていただきたいと思います」と話したように、今なお確たる見込みが示されていないのが実情である。

○現在米議会はイースターの休会中であるが、TPA法案が休会明けの4月13日に提出され、上院財政委員会が15日に公聴会、21日に逐条審議が行われるとの見方が出ている。また関係者の中には安倍首相の訪米時に日米合意をし、それを梃子にTPA法案の審議を促進しようと期待する声も聞かれている。

このようにTPA法案の提出が大幅にずれ込んでいる背景には、次のような事情があると指摘されている。

①雇用の喪失につながるとしてTPPに反対している労働組合がTPPの議会承認

の鍵となる TPA 法案に対する反対運動を強化してきている。労働組合の影響力が弱体化しているといわれているが、大半の民主党議員が TPA 法案に慎重な姿勢を強めている。

②共和党内にもティーパーティーなどの右派を中心として、オバマ大統領に議会の有する権限を譲り渡したくないという議員がかなりおり、特に下院では共和党単独で可決するのが難しいと見込まれている。

③更に、多数派の共和党指導部が党内を十分に掌握しきれていないという事情（上院で超党派によって合意した国土安全保障省の歳出予算法案について、下院共和党で 247 名中 75 名しか賛成に回らない等）のほか、選挙区事情から議論の多い貿易問題の責任を共和党だけで背負い込みたくないという思惑もあると指摘されている。

## 2 TPA 法案の焦点

○TPA 法案の鍵となっている考え方は、議会在が貿易交渉の目的等を明示し、それに沿って政府が議会在に通報・報告・協議等を行しながら交渉を行うということである。そしてこのような過程を経て締結された通商協定については、議会在は、その内容の変更・修正せずに、一括して承認するか不承認するかのいずれかを迅速な手続きで行うことを保証している。

他方で米国の交渉相手国は、米議会在による修正・変更がないという保証があるからこそ、交渉で最後のカードを切れることになる。

2002 年通商法

下院歳入委員会、上院財政委員会等の審議期間：下院 60 日(委員会 45 日、本会議 15 日)開会日以内に、上院 30 日(委員会 15 日、本会議 15 日)開会日以内に限定。審議時間は、1974 年通商法 152 条(d)及び(e)を引用して、それぞれ 20 時間以内に限定

実施法案の審議：修正は許されず、議会在は賛否の二者択一のみ

○TPA 法案の焦点になっているのは、政府が交渉した通商協定等を取りまとめた通商協定実施法案について、「ファストトラック」の取扱いを受けられないようにするための否認決議案の取扱いだと報じられている。

ファストトラック否認決議案については、2002 年通商法及び 2014 年ボーカス・ハッチ・キャンプ法案の両方とも、次の 4 つの場合を挙げているが、いずれも上院本会議又は下院本会議で採決される前に上院財政委員会又は下院歳入委員会(更に議事運営委員会)の議決が必要とされている。⇒2002 年 TPA 法第 2105 条(b)(2)(A)

①終了した通商協定が TPA 法の設定した目的、政策、優先事項及び目標に到達できていない場合⇒同条(b)(1)(B)(ii)(IV)

②大統領が TPA 法の規定に従った協議を行っていないか、又は拒否している場合⇒同条(b)(1)(B)(ii)(I)

③行政府の協議のためのガイドラインが作成されていないか、又はその目標に到達していない場合⇒同条(b)(1)(B)(ii)(II)。同法第 2107 条(b)のガイドラインで、同法制定後 120 日以内に、米通商代表部と議会アドバイザーグループとの間で有益で時機に適した情報交換を促進するための書面によるガイドラインの作成が義務づけられている。

④大統領が要請に基づく議会アドバイザーグループとの会合を持たなかった場合⇒同法第 2105 条(b)(1)(B)(ii)(III)

○TPA 法案の提出がずれ込んできているために、TPA と TPP の議論が一緒に行われるとともに、TPP 交渉が現在すでに米国政府が主張しているように「最終局面にある」と言われており、今後提出されるであろう TPA 法案に即した通商協定であると主張することが難しくなっている。

上院財政委員会のワイデン少数党筆頭理事(民・オレゴン州)は、議会の関与を強める観点から、上述のファストトラックの適用を取りやめ、通商協定実施法案を修正しやすくすべきという主張をしていると報道されている。

○現行の規定でも、上述のとおり、「終了した通商協定が TPA 法の設定した目的、政策、優先事項及び目標に到達できていない場合」には、否認決議案の提出が認められている。

しかしながら、議会が定めた交渉目標が達成され、その上で妥結したのかを審議する法律上の権限や枠組みがなく、従って議会は、大統領が協定に署名する前に議会の設定した交渉目標が達成されたことを確認する手段がなく、これまでも「交渉目標に向かって前進していれば足りる」というのが一般的な解釈となっている。また上院財政委員会、下院歳入委員会ともに貿易促進派が多数派を占めており、実質的にファストトラック否認決議案の提出が困難であるとも指摘されている。なお下院歳入委員会のレビン少数党筆頭理事(民・ミシガン州)は、下院議員の 1/3 によって共同提案された場合であれば、通常の手続きで自動的に本会議の採決に付されるよう要求している。

○「ファストトラック否認決議案を議決しやすくし、通商協定実施法案を修正しやすくすべき」という主張が受け入れられるとすれば、TPA のもう一つの目的である「米国の交渉相手国は、米議会による修正・変更がないという保証があるからこそ、交渉で最後のカードを切れる」という担保をどうするかという問題が提起されることになる。

○ハッチ上院財政委員長(共・ユタ州)は、既に **TPA** 法案要綱の最終修正案を同日中にワイデン同委筆頭理事に提示したと伝えられている。

**TPA** 法案に上述の相反する要求をどう調和させるのか、そしてそれが有効に働くのか、提出しても成立の見込みがあるのか等々、我が国にとっても重要な課題であり、注目していく必要があるのではないか。